

令和元年度 あいち地球温暖化防止戦略 2030 フォローアップ会議 会議録

1 日時

令和2年3月25日（水）午前10時から正午まで

2 場所

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 出席者

あいち地球温暖化防止戦略 2030 フォローアップ会議委員 15名
事務局 10名

4 傍聴者等

なし

5 開会

6 議題

「あいち地球温暖化防止戦略 2030 第5章改定版」（愛知県気候変動適応計画）の策定について

事務局から資料1-1、資料1-2及び資料1-3について説明。

<質疑応答>

（竹内委員）資料1-2の8ページについて、環境省の「地域気候変動適応計画策定マニュアル」に基づき影響を評価した、となっているが、マニュアル上では、これまでの地域の適応能力の評価を県が実施し、次の適応策に結びつける「整理表」という考え方がある。計画上には、10ページ以降の表の中には適応力の評価の内容が出てこないが、どういうことか。

（事務局）国のマニュアルには、評価のやり方は、国の評価をそのまま使用するもの、国の評価を踏まえた上で、県でさらなる判断を行うもの、専門家によるさらなる判断を行うものという、3段階があると記載されている。今回は、国の影響評価をもとに事業を実施している各局が、適応に関する施策の状況や影響について検討し、影響が不明な点等を踏まえて判断をしたものである。

（竹内委員）これまでの影響ということで良いか。

(事務局) そのとおり。これまでの気候変動の影響について本県で既に把握している内容を中心に記載したものである。

(竹内委員) 適応力というものは、これまでの影響がどうだったか、将来の影響がどうかということよりも、行政的な適応力、社会経済的な適応力など、いろいろなカテゴリの適応力があると思うが、そこから見て適応策が十分されてきたか否か評価するものではないのか。

(事務局) 現状適応策がこのままで良いのか、今後さらに拡充する必要があるのか、ということは、事前に各局に影響評価と併せて施策の現状について意見を聞いている。その中で、引き続き既存の施策を継続する、と回答したところもあれば、今後さらに具体的な影響が発生するのであれば適応策を検討したいと回答したところもある。表はあくまで県に現れている影響、今後予測される影響、それに対する現状及びこれからの適応策をまとめたものである。

(事務局) 国のマニュアルにはそのような記載があるが、実際のところ、各都道府県や地域において、現状では地域的な分析ができていない。そのため、第一歩として、適応策について地域的に分析を進めるという国の方針のもと、県内における適応の状況を定性的に取りまとめたものである。

なお、これからは、各部局での施策の充実や、委員からご指摘のあった内容を含め、昨年度設置した適応センターとの連携を行う等して、計画の内容の充実を図っていきたいと考えている。

(竹内委員) 整理表は今回の計画には記載されていない、という理解で良いか。

(事務局) そのとおり。

(鈴置議長) 現状の計画に対するそのような県の姿勢について、計画には記載されているのか。

(事務局) その点については、調整のうえ県の姿勢について記載することとしたい。

(小林委員) 資料 1-2 の 10～25 ページの表に掲載されている県の評価は、

誰がしたのか、評価の妥当性はどうやって確認するのか。また、改定は毎年実施するのかという3点について伺いたい。

(事務局) 国の評価を踏まえて、事業課に県の評価に係る照会を実施し、今後の対応を含めて、事業課が評価したものである。評価の妥当性については、結果的にほぼ全ての項目が国と同じ評価になっているが、これは適応の影響について不明なところも多いなか、まずは国と足並みをそろえて施策を推進するという姿勢の下、評価を行ったことによるものである。

進捗管理として、毎年、施策の状況と合わせて内容確認を行うとともに、国の計画が改定されれば、県の計画も見直しを行っていく予定である。

(小林委員) 大枠はそれで良いと思う。ただ、緊急性が高い項目については、何らかの施策がついてくるものと思うが、重大性・緊急性があるのにそのように評価されていない項目があるのかなど、評価した過程がわからないので、評価に際して確認や同意する過程があっても良いのではないかと思う。恣意的な評価を避けるためにも、確認するプロセスは設けたほうが良いと思う。

(事務局) 計画案については、まずはパブリックコメントで意見をいただき、さらに、来年度執行するにあたっては、気候変動の外部有識者から意見を踏まえて実施するので、その過程でチェックを受けることとなる。また、適応計画の内容については、事業を実施する中で気象状況等踏まえて必要に応じて、柔軟に臨機応変に対応していくものとする。

(小林委員) 評価を決める手順は確認すると良い。変更や改定はあると思うが、部局で評価をどのタイミングで見直していくかという手順は確認したほうが良い。

(加藤委員) 緊急性はどれくらいの時間軸で考えれば良いのか等、計画案には抽象的な部分が多いと感じるので、もう少し具体的に記載されたほうが良いと思う。また、評価をする際のプロセスを明確化されると良いと思う。また、住宅用地球温暖化設備はどういうものなのか。

(事務局) 住宅用地球温暖化対策設備は、太陽光発電設備をはじめ、蓄電池、HEMS等、本県の補助制度上の名称である。

(加藤委員) 現状このような名前でやっているのか。

(事務局) そのとおり。ただし、表現についてはわかりやすい表現にすることも考えられる。

(加藤委員) 表現がわかりにくいので、可能であれば表現を変えた方が良いと思う。

(事務局) 適応計画の評価基準については、わかりにくいと思うので、注釈で付記する等、わかりやすく記載することとしたい。また、住宅用地球温暖化対策設備については、資料 1-2 の 36 ページに一覧を掲載しており、家庭における省エネ・創エネに資するものである。名称については、今後わかりやすいものに変更していきたいと考える。

(吉田委員) どうしてこの評価が出たのかということについて、評価を実施し、施策を実施する担当の部署があると思うが、どこの課がそのような評価をしたのか、課名を記載すると評価のプロセスが見えてきやすいと思う。部署名、担当課が明記されれば、追加の質問もしやすいと思うので、担当部署名を記載されたい。

(事務局) 現状の評価は、国の評価を踏まえて、県で各部局が追加的に評価したものであるが、全て環境局が評価したという誤解があるといけないので、計画の中に担当局を記載させていただく。

(塩谷委員) 豊田市でも地域気候変動適応計画の作成を検討しているため、大変参考になった。緩和策では、目標や指標を設定されていると思うが、現状では情報が少ないので難しいと思うので、今後情報が揃ってきた段階で、指標を設定されたほうが良いと思う。また、県が市町村に対するサポートする、という内容についても明記した方が良いと思う。

(事務局) 指標については、国の計画でも具体的な目標はなく、適応策についても検討されてきた段階である。県庁についても将来的にそのような目標、指標を設定していくこととなると思うが、まずは計画を策定し、方針を決めるという中でやっているなので、指標の作成は、当面の課題としていきたいと思う。また、根拠のない指標ではいけないので、今後適切な指標を検討していきたいと思う。市町村は県民・事業者身近な行政組織で

あり、市町村へのサポートについては明記させていただく。適応センターや県庁でも市町村に対し、会議の場や研修会、事業の中で支援してきたいと考える。

(浅野委員) 資料 1-2 の 38 ページについて、事業者の役割として、「県や市町村の適応策に協力する」旨の記載があるが、そこに国という文言を入れたほうが良いと思う。また、製造業は環境負荷低減に熱心に取り組んでいるが、サービス業、金融業、小売業や中小の廃棄物業者では、なかなか環境への取組ができていないと感じている。このような状況を踏まえて、適応センターと各市町にある商工会議所の連携で何か適応策を推進すれば良いのではと考える。

(事務局) 事業者の役割については、国、という文言を入れさせていただく。施策については現状施策集という内容であるが、今後委員の皆様等からご意見いただきながら充実を図っていく。適応センターは昨年度 3 月設置したばかりであり、とりあえず庁内部局に向けた動きに留まっているが、今後はレベルアップしそのような連携など考えていきたいと思う。

(佐藤委員) 商工会議所としても、産業界ができることについて、事業者に向けたエコアクション取得の啓発や、地球温暖化対策に関する技術を学ぶ場として、産学連携クリーンテック技術展や、海洋プラスチック対策としてプラスチックのリサイクルをテーマとしたセミナーを開催する等している。さらに、新年度にはセンターの PR 事業も県と協力しながら実施していきたいので、ぜひ支援をお願いします。

(事務局) 適応は範囲が広いので、ぜひ連携して事業を実施していきたいと思う。

(田村委員) 資料 1-2 の 24 ページには、異常気象に伴うライフラインへのダメージ（水道・交通）について記載があるが、その箇所か 22 ページのエネルギーに関する部分に、送配電設備に関する記述を加えるなど、もう少し補足説明が必要ではないか。その箇所以外にも表現がたりない部分があると感じるので、もう少し漏れがないよう記載してほしい。

(事務局) まずは県の計画として作成してあるので、民間の部分の記載は不足しているところがあると思う。民間についても、重要・基幹的な部分、

例えば送配電設備に関する部分は非常に重要であり、県の防災計画とも関係するので、できる範囲で記載していきたいと思う。まずは、県庁が実施する適応策の整理という初期段階であるので、その点ご容赦いただきたいが、ぜひ工夫して入れさせていきたい。

(竹内委員) 適応計画は県庁が作成する計画ではあるが、愛知県内の様々な適応策についてまとめていくのが本来の姿であると思うので、行政の取組だけに限定しない方が良いと思う。特に、エネルギー分野は、行政的な実施できる部分がほぼなく、送配電事業者の取組がメインであるし、幅広く県内の取組を取り入れて欲しい。また、熱中症対策についても行政がやれるのは情報提供等の啓発に留まるが、実際は病院とのアクセスをよくすることが最も大きな適応策であり、そういうものを計画に取り入れていただきたい。

(事務局) 県以外の施策については、現時点では知見が少ないので、今回の計画に記載することは難しいと思うが、計画は今回の作成した内容で終わりではないので、今後の計画を充実させるなかで入れ込んでいきたいと考える。

(竹内委員) ぜひそのようなスタンスでいてほしい。

(鈴置議長) 意見は他にもあると思うが、追加等あれば様式が用意されているので、その様式を提出する、という形でお願いしたい。会議での修正意見及び後日提出された意見は、事務局に対応いただくとともに、その他細かな点については議長に任せるということでよろしいか。

(委員) (同意)

7 報告

- (1) 愛知県内の温室効果ガス排出量 (2017 年度)
事務局から、資料 2 に基づき説明。
- (2) 愛知県の気候変化とその予測 ポイント
原委員から、パワーポイント資料に基づき説明。
- (3) 愛知県の地球温暖化対策 (緩和策・適応策)
事務局から、資料 3 に基づき説明。

< 質疑応答 >

(吉田委員) 県からの情報発信について、最も有効的なものは何か、また、それがどのくらい届いているのかお伺いしたい。

(事務局) 資料3の16ページのとおり、WEBや紙媒体での啓発、国の委託事業を活用したシンポジウムなど、どれが最も良いというのは難しいが、いろいろな方法をとって情報を届けていきたいと考えている。届いているかどうかについては、情報発信力が限られる中で、これからも着実に進めていきたい。一方的に発信するだけではなく、シンポジウム等の話し合いの場で話し合えれば良いと考える。

(吉田委員) 若い人だけでなく、高齢者に対しても、SNSを活用した啓発(Facebook、Instagram、LINE@)が効果的であると思うので、若い職員の意見を取り入れながら、そのような取組をするのが良いと思われるので、ぜひご検討いただきたい。

(加藤委員) 2030年までの目標ならば地産地消、という考え方で良いと思うが、将来的にはその先を見据える必要があって、エネルギーを導入しやすいところとそうでないところがあると思うので、地域新電力を設置した自治体が、周辺のエネルギーの供給源である、ということをアピールしていくことが重要であると考えます。また、施策を考える上で地域によって適不適の色分けをしていくのが良いのではないかと。

(事務局) 地産地消事業は、来年度の事業であるので、今回のご指摘を踏まえて内容についても検討しながら、事業を進めていきたいと考えている。

(田村委員) 情報発信のところで、地球温暖化防止活動推進センターは大変歴史のある機関なので、適応センターだけでなく、そのような機関との連携を図ることが重要と考える。それ以外にも三重県のアイセット、関西のライクなど、温暖化対策等に熱心に取り組んでいる機関があるので、県内だけでなく、様々な研究機関と連携しながら、情報収集や連携した施策を実施するなど、国から下りてくる仕事だけでなく、地域ごとの横のつながりを強めることが自治体としては重要であると考えます。

(清本委員) 温暖化防止活動推進センターとしても、温対課と連携し、推進員を活用しながら、家庭向け等の実行率の高い普及啓発を実施しているので、今回いただいた意見を活用しながら今後も温対課と連携しながら進めてい

きたい。

(鈴置議長) 県の計画ではあるが、県だけに閉じないというスタンスで行って
いただきたいと考える。

8 閉会

以上